

黒石市国民健康保険黒石病院登録医制度について

黒石市国民健康保険黒石病院 病院長

当院は主に黒石市、平川市、大鰐町、藤崎町、田舎館村などの津軽地域保健医療圏東部地域と、青森市浪岡地区における急性期医療を担う中核病院として、当該地域の医療機関・介護福祉施設等の皆様のご協力を頂きながら、地域住民が必要とする医療サービスの提供を、さらに効率的に実施していきたいと考えております。

そのためにも、当該地域の医療機関の皆様と当院の相互理解を深め、これまで以上に医療連携の充実・強化を果たすために、登録医制度を実施いたしたいと考えておりますので、ご協力の程を宜しくお願いいたします。

以下に、当院における登録医制度の概要を示します。

1. 目的

地域医療の充実と効率的な医療供給体制を確立する上で、医療機関の適切な役割分担と医療連携が重要であるということを基本理念とします。

この理念に基づき、下記に挙げる連携内容を通じて円滑な地域医療連携を行うことにより、当該地域の限られた医療資源を効率的に運営するとともに、地域全体の医療の質向上に寄与します。

2. 登録医制度の概要

登録医になられた医療機関の先生方より紹介された患者さんに対し、外来診療での検査を含めた精査依頼、当院のCT・MRI・内視鏡検査等の医療機器による検査の依頼、救急患者の診療受け入れ、あるいは中等症から重症で入院が必要と考えられる患者さんの受け入れが簡単な手続きでできること、当院での入院治療で改善後は紹介元登録医療施設に逆紹介し、そこで再び治療を行っていただくこと、また院内での研修会等に登録医の先生方が自由に参加できることなどです。

3. 登録医制度の具体的内容

1) 登録医との連携内容

- 紹介患者さんに対する診療およびその患者さんが入院の必要があると判断された場合には、入院の対応を迅速に行います。
- 医療機器（CT・MRI・RI等）による検査を、簡単な手続きで依頼していただくことができます。
- 登録医から紹介された患者さんが入院中には、医療連携室担当者による連絡調整を介して、登録医は当該日時に主治医から紹介患者さんの経過等の説明を受けることができ、主治医同席のもとでその患者さんのカルテ閲覧も可能です。また、患者さんとの面会もできます。なお、主治医の判断により、医療連携室担当者を介して連絡し、当該日時に登録医へ説明等を行う場合もあります。
- 検査終了後、退院時および退院後には登録医への逆紹介を積極的に推進いたします。
- 登録医からの紹介患者さんでなくても、患者さんが希望すれば地域の登録医へご紹介いたします。
- 登録していただいた医療機関・医師名を、当院の外来ホールに掲示し、登録医療機関と当院が連携していることを患者さんに明示いたします。
- 当院で開催する症例検討会・特別講演会等のご案内をいたします。自由に参加・討論等ができます。また、事前に連絡いただければ、登録医が担当している症例の検討も可能です。この場合は当該科の医師にご連絡ください。

- 当院の図書室の利用が可能です。(但し、8時30分～17時)
- 当院の各科の医師の診療日や医師の交代等を、随時ご連絡いたします。

2) 患者さんへの対応

- 登録医での診療を継続したまま、当院で行う専門的な検査や治療を受けることができます。
- 登録医からの紹介患者さんでなくても、患者さんの希望によっては地域の登録医にご紹介いたします。

4. 登録医への申し込みについて

- 当院の登録医制度にお申し込みいただく場合、「登録医申込書」に必要事項をご記入いただき、医療連携室宛にFAXまたは郵送をお願いいたします。
- 病院長への報告等の院内手続き終了後、「登録医証」を発行いたします。
- 登録のための経費は一切無料です。
- 登録期間は1年間とし、特に辞退の申し出がない限り、登録は自動的に更新されるものいたします。なお、黒石病院での登録医の掲示を希望しない場合は、備考欄にその旨をご記入ください。

5. 紹介患者受診までの流れの概略

1) 一般患者（非救急患者）の場合

- ①「受診申込書兼診療情報提供書（一般診療用）」（以下「受診申込書（一般）」という）に必要事項を記入し、医療連携室宛にFAX送信をお願いいたします。
- ②医療連携室で「受診申込書（一般診療用）」の内容に応じて来院日時等の調整をして、「来院案内書（一般診療用）」をFAXさせていただきます。
- ③登録医は患者さんに、①でFAXされた「受診申込書（一般）」の原本と「来院案内書（一般診療用）」をお渡しください。
- ④患者さんには、保険証と上記③の書類2通を持参のうえ、当院の『新患受付』で受付をしていただきます。

2) 救急患者の場合

- ①登録医は平日の日中は黒石病院の当該科の医師に、夜間・休日は日・当直医に「登録医の〇〇医院の〇〇ですが、…」と直接電話をかけていただき、患者さんに関する医療情報の提供をお願いいたします。
- ②当該科の担当医あるいは日・当直医は三次救急や高度救命救急センターの対象となる患者でない場合には、特別な事情がない限り受診を受け入れます。
- ③登録医は、当該科担当医あるいは日・当直医の受け入れの返答を確認後、「受診申込書兼診療情報提供書（救急患者用）」（以下「受診申込書（救急）」という）に必要事項を記入し、FAX送信をお願いいたします。平日の日中は医療連携室、夜間・休日は守衛室とFAXの宛先が違いますのでご注意ください。
- ④患者さんまたはご家族に「受診申込書（救急）」の原本をお渡しし、救急搬送車やご家族の車などで救急外来を受診させるようお願いいたします。
- ⑤必要であれば、より詳細な診療情報提供書（任意の様式）をFAXで送信ください。
- ⑥当該科の担当医、あるいは日・当直医が救急担当の看護師に連絡し、連絡を受けた看護師が救急外来で受け入れの準備等を行います。

※FAXによる登録医からの「受診申込書（救急）」は、平日の日中は医療連携室に、夜間・休日は救急外来隣接の守衛室に送信されます。平日の日中は医療連携室の担当者から依頼された事務職員が、夜間・休日はFAXを受け取った守衛室の担当者が、あらかじめ患者カルテを作成いたします。

3) 検査依頼の場合

- ①「検査依頼申込書兼診療情報提供書」(以下「検査依頼申込書」という)に必要な事項を記入し、医療連携室にFAX送信をお願いいたします。
- ②医療連携室では「検査依頼申込書」の内容に応じて、来院日時・検査等を調整・決定し、それらを記載した「来院案内書(検査用)」をFAXにて登録医へ送信させていただきます。
- ③登録医は患者さんに、上記①でFAXされた「検査依頼申込書」の原本と「来院案内書(検査用)」をお渡しください。
- ④患者さんには、保険証と上記③の書類2通を持参のうえ、当院の『新患受付』で受付をしていただきます。

6. お問い合わせ先

黒石市国民健康保険黒石病院 地域医療支援センター 医療連携室

住 所：〒036-0541 黒石市北美町一丁目丁目 70 番地

T E L：0172-52-2121 (内線 400・410)

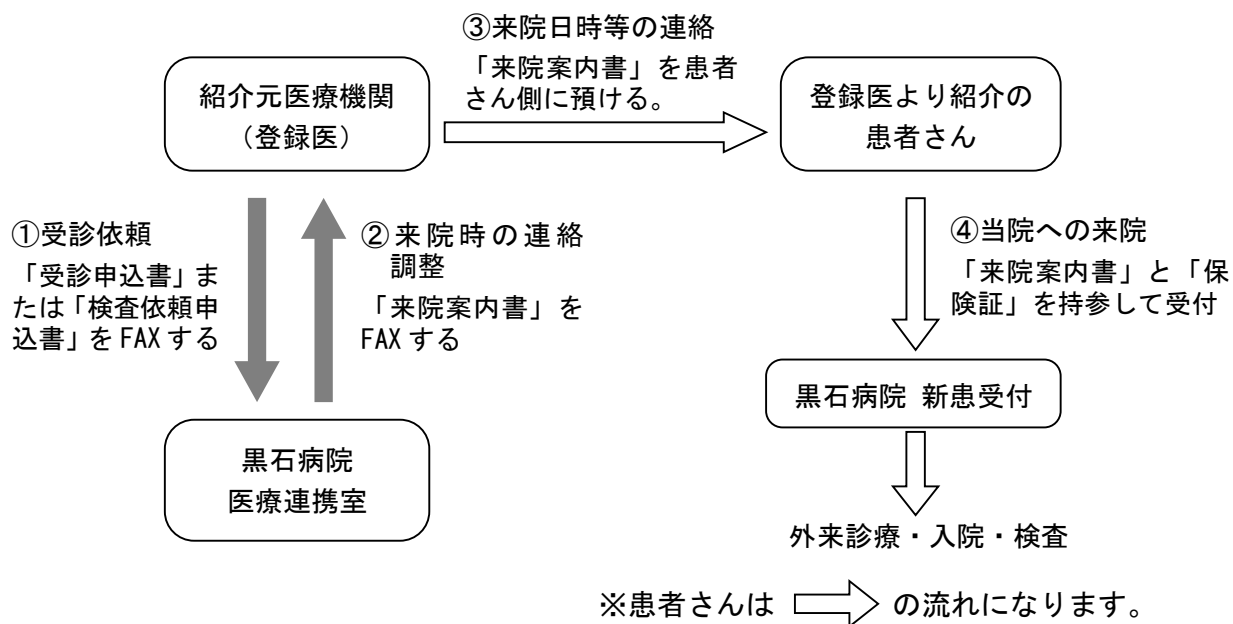
F A X：平日の 8 時 15 分～17 時まで 0172-59-1631 (医療連携室直通)

上記以外の夜間及び休日 0172-53-2199 (守衛室直通)

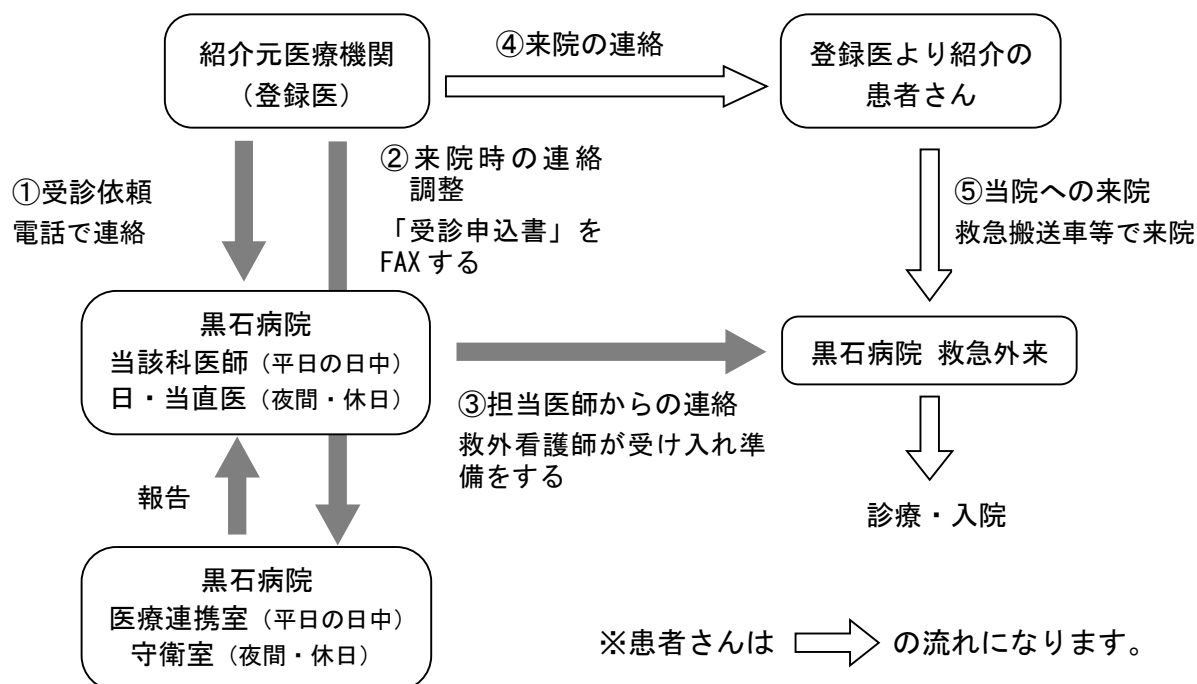
※「登録医申込書」「受診申込書兼診療情報提供書(一般診療用)」「受診申込書兼診療情報提供書(救急患者用)」「検査依頼申込書兼診療情報提供書」の様式は、当院ホームページ(<http://www.hospital-kuroishi.jp/>)の登録医制度のページからもダウンロードできます。

紹介患者さんの受診までの流れ

1) 一般患者や検査依頼の場合



2) 救急患者の場合



平日の日中 … 黒石病院 医療連携室
TEL : 0172-52-2121 (内線 400・410) FAX : 0172-59-1631

夜間・休日 … 黒石病院 守衛室
TEL : 0172-52-2121 FAX : 0172-53-2199